

寒河江市住宅建築推進事業補助金

寒河江市子育て・定住住宅建築補助金

目次

◆寒河江市住宅建築推進事業補助金 . . . p 1

◆寒河江市子育て・定住住宅建築補助金 . . . p 3

◆寒河江市住宅建築推進事業補助金

寒河江市民、寒河江市に定住される方で住宅をリフォーム・増改築、又は新築する場合に助成されます。

※増築・リフォーム工事の場合は5要件工事の該当が必須です。

<input type="checkbox"/> 5要件工事	・ 減災	・ 寒さ対策、断熱化	・ バリアフリー化
	・ 克雪化	・ 県産木材	
<input type="checkbox"/> 世帯要件	・ 新婚世帯	・ 子育て世帯	

※新婚世帯 : 婚姻した日から5年以内の夫婦がいる世帯

※子育て世帯 : 平成18年4月2日以降に出生した子又は妊娠中の女性がいる世帯

工事内容		補助金額
新築 (工事費 600万円以上)		30万円
増築・リフォーム (工事費 20万円以上)	要件工事 (減災)	補助率 5分の4 限度額 30万円
	要件工事 (減災以外)	補助率 20% 限度額 24万円
	要件工事 + 世帯要件	補助率 3分の1 限度額 30万円

◆対象要件

- 市内の個人事業主、法人と契約すること (減災要件の工事を含むものを除く)
- 令和7年2月10日まで工事完了報告の提出ができること
- 補助対象経費が50万円以上の工事の場合は、工事基準点算出表の合計点が10点以上、
- 補助対象経費が50万円未満の工事の場合は、工事基準点算出表の合計点が5点以上必要です。

対象外工事

- ・ 貸家、店舗、作業小屋、庭造り、外構工事

※要件工事の申請は、減災要件の工事とその以外の工事について年度内にそれぞれ1回ずつ申請が可能です

令和6年度 工事基準点算出表

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
減災	1-1 ※注1	住宅内に防災ベッドを設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-2 ※注1	住宅内に耐震シェルターを設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-3 ※注1	居室部分を補強する工事	10点/箇所	箇所	点
(寒さ対策・断熱化)	2-1 ※	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	箇所	点
	2-2 ※	外部に面する住宅の開開口部に別表第2(1)の基準を満たす建具を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	2-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
	2-4 ※注2	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第2(2)の基準を満たす断熱材を使用する工事	2点/m ²	m ²	点
	2-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
バリアフリー化	3-1 ※注2	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²	m ²	点
	3-2 ※	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	3-3 ※	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)注2	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点
	(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	箇所	点
	3-4 ※	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)注2	便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
	3-5 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事			
	(1)注3	長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m	m	点
	(2)	長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点
	3-6 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事 (勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)			
(1)注2	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/m ²	m ²	点	
(2)	(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m ² 又は2点/箇所	箇所	点	
3-7 ※	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
(1)	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点	
(2)	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点	
(3)	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事		箇所	点	
イ	戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所	点	
ロ	戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点	
ハ	イ及びロ以外のもの	2点/箇所	箇所	点	
3-8 ※注2	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²	m ²	点	
3-9 ※	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
克雪化	4-1 ※	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点
	(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事			
	(3)	固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事 (1階分につき5点)	5点/階	階分	点
	4-2 ※	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点	
(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
4-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
県産木材	5 注4	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³	m ³	点

- 参照 ※・・・増築部分で実施する場合は計算の対象外となります。
- 注1・・・公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る
- 注2・・・1m²に満たない工事は要件工事にはならない(1m²未満切捨て)
- 注3・・・100cmに満たない工事は要件工事にはならない(100cm未満切捨て)
- 注4・・・0.1m³に満たない工事は要件工事にはならない(0.1m³未満切捨て)

●ご家庭に平成18年4月2日以降に出生されたお子様(高校3年生以下等)はいらっしゃいますか? (はい・いいえ)

合計	点
----	---

◆寒河江市子育て・定住住宅建築補助金

子育て世代の方や、市外から定住する方の住宅支援を行います。


◇補助タイプ一覧（いずれか一つが対象となります。）

区	分	住宅新築・ 建売購入	中古住宅購入	既存住宅 リフォーム
子育て世代 (定住者) 支援タイプ (中学3年生以下の子供 又は妊婦がいる世帯)	市内在住	50万円	購入費の1/2 (上限50万円)	
	県内から定住	100万円	購入費または工事費の1/2 (上限150万円)	
	県外から定住	200万円	購入費または工事費の1/2 (上限150万円)	
	加算	第2子以降1人につき10万円 (中学3年生以下の子供(妊娠含む)が2人以上の世帯)		
定住者 支援タイプ	県内から定住	50万円	購入費または工事費の1/2 (上限150万円)	
	県外から定住	100万円	購入費または工事費の1/2 (上限150万円)	

◇対象要件

- 令和6年4月1日以降に、市内に住宅を新築、建売住宅又は中古住宅を購入する方
及び市内へ定住するための実家等のリフォーム等工事をする方。
- 令和7年2月10日まで完了報告書の提出ができること

◇補助タイプの区分 住所を有する期間により補助タイプが変わります。

連続して住所を有する期間	基準日：R5. 4. 1	区分
市内		市内在住
1年以上県内		県内から定住
1年以上県内	市内に転入	県内から定住
1年以上県外		県外から定住
1年以上県外	市内及び県内に転入	県外から定住
1年以上県外	1年未満県内	県外から定住
	市内に転入	県外から定住